

令和7年度

燃料電池フォークリフトの実装支援事業

助成金申請書類作成の手引き

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-forklift>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

I 事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 事業スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 助成金額について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II 助成金を受け取るまでのスケジュール ・・・・・・・・	4
III 交付申請について ・・・・・・・・	5
1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について・・・・・・・・	5
2 対象の確認・・・・・・・・	6
3 申請の流れ・・・・・・・・	7
4 お手元にご用意いただく書類・・・・・・・・	8
5 申請手続きについて・・・・・・・・	9
6 計画の変更等・・・・・・・・	11
IV 実績報告の提出 ・・・・・・・・	13
1 実績報告の提出・・・・・・・・	13
2 助成金額の確定（交付要綱第 16 条）・・・・・・・・	13
3 助成金の交付等（交付要綱第 17 条）・・・・・・・・	13
V 助成金を申請後に必要なこと ・・・・・・・・	14
1 水素ステーション整備等報告書の提出（交付要綱第 15 条）・・・・・・・・	14
2 助成事業の経理（交付要綱第 24 条）・・・・・・・・	14
3 申請の撤回（交付要綱第 10 条）・・・・・・・・	14
4 債権譲渡について（交付要綱第 13 条）・・・・・・・・	14
5 交付決定の取消（交付要綱第 18 条）・・・・・・・・	14
6 処分の制限（交付要綱第 23 条）・・・・・・・・	15

I 事業の概要

1 目的

燃料電池フォークリフト実装支援事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社（以下、「公社」という。）が運営する助成金交付事業です。本事業は、燃料電池フォークリフトを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現を図ることを目的としています。

2 事業スキーム

公社は本助成金事業に関して、東京都より出えん金を受け、その出えん金をもとに基金を造成し、その基金を原資として、助成対象となる燃料電池フォークリフトを導入される事業者の方に対し、その経費の一部を助成しております。

3 助成金額について

本助成金の助成対象経費は、助成対象となる燃料電池フォークリフト（以下、「FCFL」という。）の車両本体価格及び燃料電池仕様に必要な装備に限ります。

- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。
- ※ 交付決定の通知の日より前に契約をしたものの経費は、助成対象にはなりません。

(1) 本体助成金額

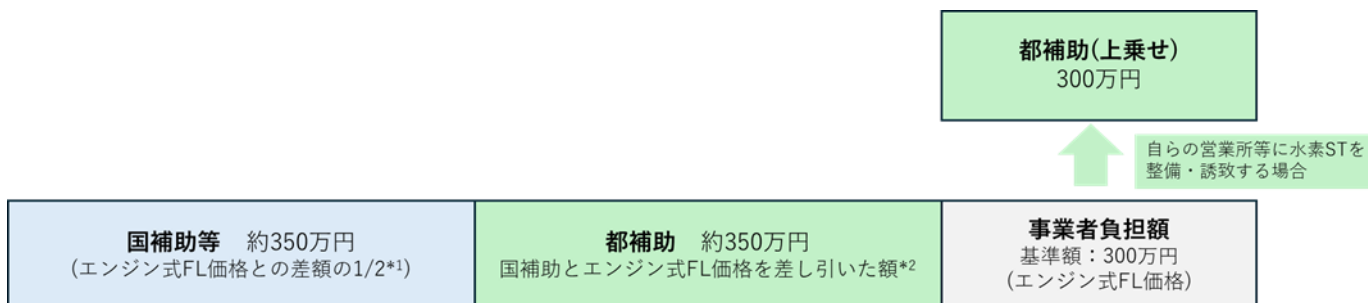
都の助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、FCFLの購入費用から基準額（同等のエンジン式FLの価格、荷重 1.8t の場合は 300 万円、荷重が 2.5t の場合は 350 万円）及び国補助等の額を差し引いた額とし、600 万円を上限とします。

※国補助等を併用しない場合は、助成金額は、助成対象経費から基準額を差し引いた額の 1 / 2

(2) 上乗せ助成金額

東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用される場合、上乗せ助成金額は 350 万円を上限とします。

（例）定格荷重 1.8t、助成対象経費 1,000 万円の場合

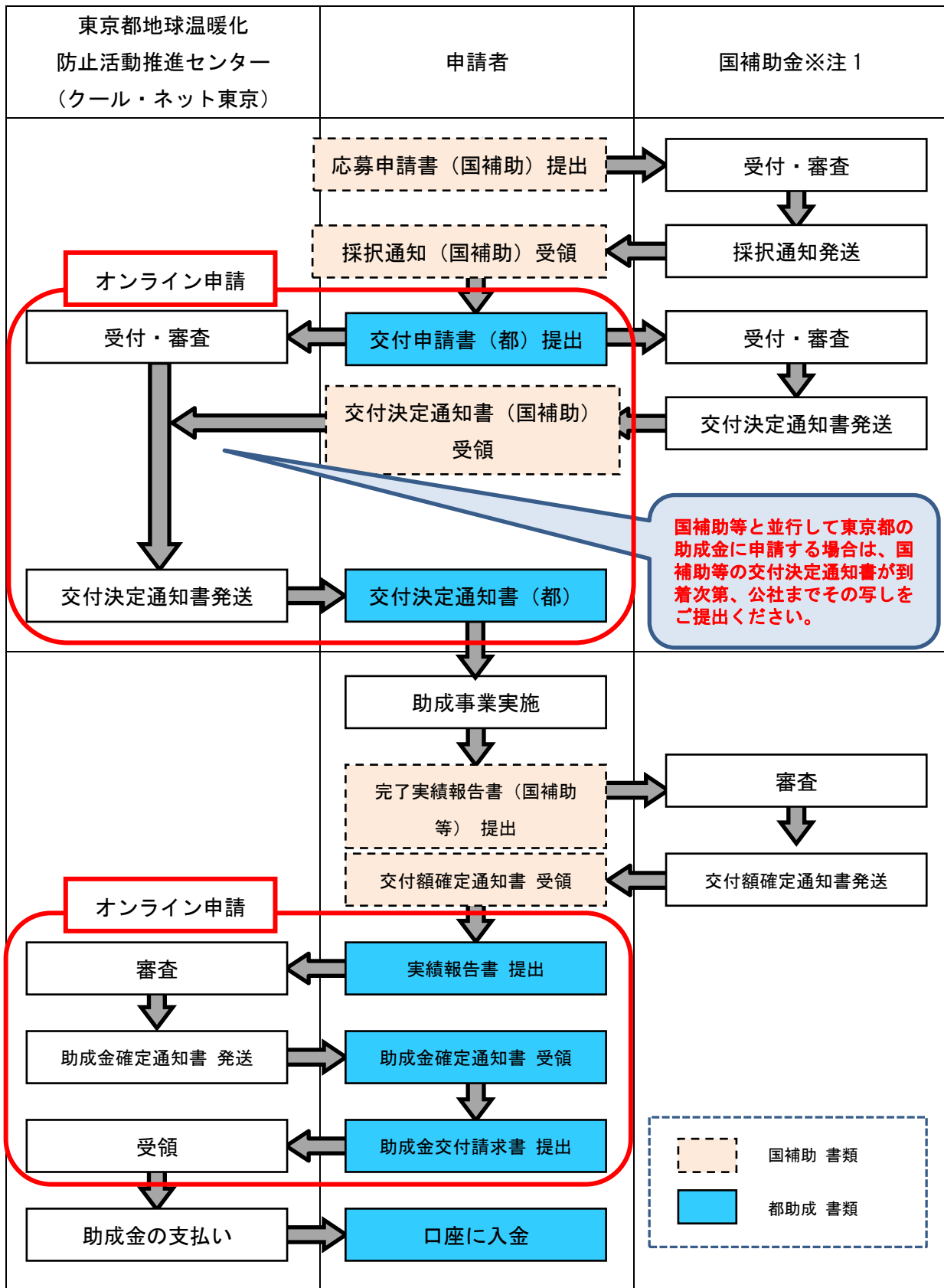


* 1 : 2020 年度までに国補助を利用して導入している場合は「エンジン式 FL 価格との差額の 1/3」

* 2 : または助成対象経費から基準額を差し引いた額の 1/2 のうちいずれか低い方

※助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール



※注 1 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）」など

Ⅲ 交付申請について

1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

公社の助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方や申請後に採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識されたうえで、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 助成金の申請者が当公社に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

(2) 助成金で取得した助成対象フォークリフトを、処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象フォークリフトの管理状況について調査することがあります。

(3) 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

(4) 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

(5) 交付申請、実績報告及びその他の申請において、申請者または手続代行者や本事業の要綱及び手引きを十分理解した上で申請を行ってください。

手続代行者においては、要綱等に従って手続きを遂行していないと認める場合は、手続きの代行を認めない場合があります。

(6) 申請に係る情報については、個人情報のため申請者並びに手続代行者以外にお答えすることは一切できませんので、ご了承ください。

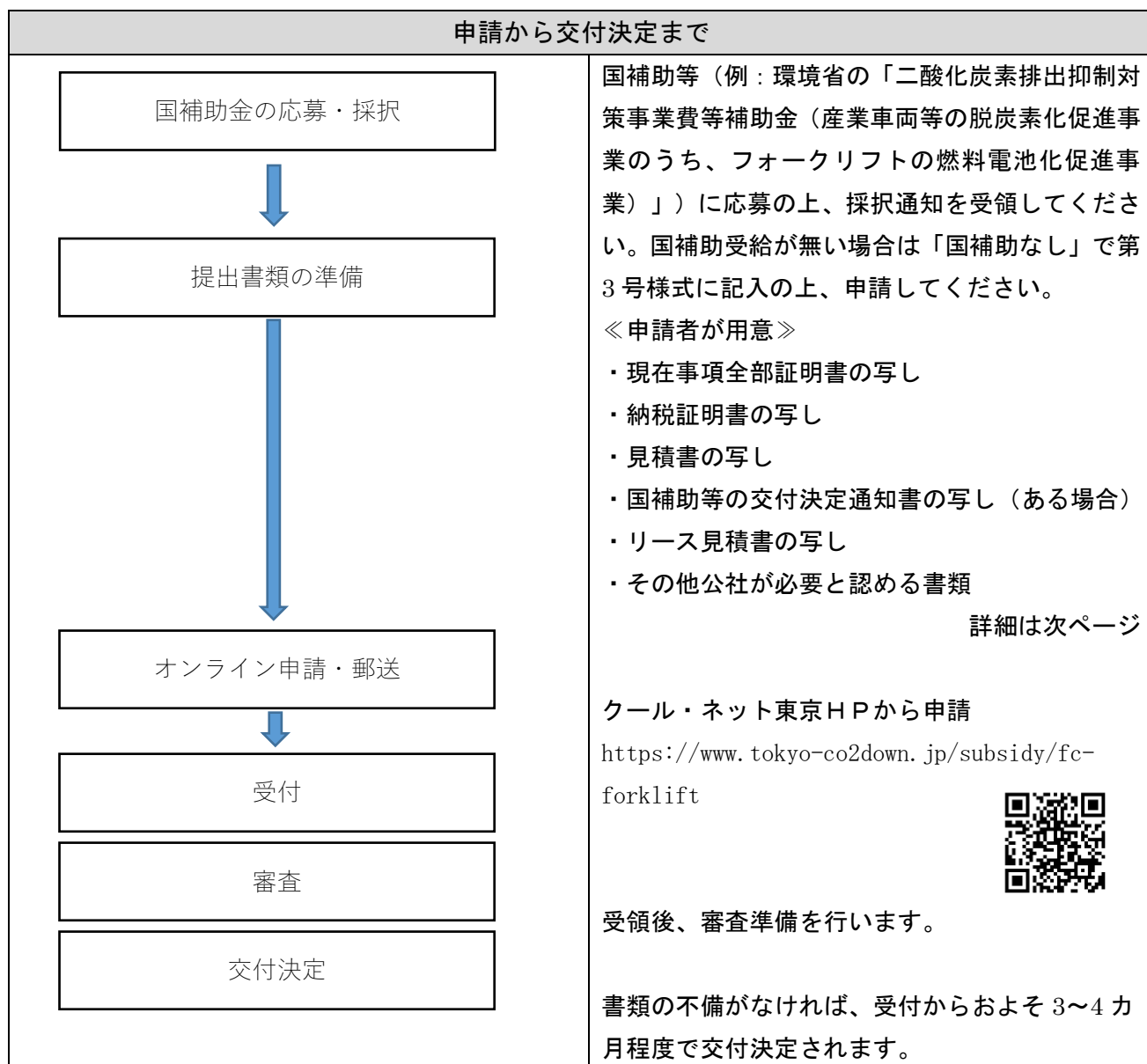
2 対象の確認

申請者（民間企業、リース事業者、独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人、法律により直接設立された法人、その他東京都知事が認める者）は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がないこと
	(2) 刑事上の処分を受けていないこと
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等でないこと。 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員に暴力団員等がないこと。
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であること
	(5) 実施要綱第2条に定める燃料電池フォークリフトであること ※燃料電池フォークリフトであることが確認できれば、助成対象となります。 仕様の分かるカタログや仕様書等を申請書類として提出してください。
	(6) 購入日（領収書に記載された日付）が令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間であること
	(7) 定格荷重が1.8t又は2.5tであること
	(8) 軽自動車税標識交付証明書における「主たる定置場」の住所が都内にあること
	(9) 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。</u>	

✓	上 乗 せ 要 件
「定置式水素ステーション整備等計画書」を提出した場合	
	(1) 「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されている
	(2) 当該定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内とする

3 申請の流れ（燃料電池フォークリフト購入前）



ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。

令和7年度受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

4 お手元にご用意いただく書類

以下の書類をお手元にご用意ください。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備の無いように、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄いたします。あらかじめご了承の上、ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは、以下の書類一覧をご確認いただきご用意をお願いします。ご用意いただく書類の詳細については、一覧の下に記載しておりますので、ご確認ください。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、「1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について」に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

《ご用意いただく書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 現在事項全部証明書の写し（申請日時点で、発行日から 3 か月以内のもの） ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
	(2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書の写し ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
	(3) 購入予定車両の見積書の写し（車両本体価格が明記されているもの。） ※リースの場合、リース見積書を併せて提出すること	5MB
	(4) 国の交付決定通知書の写し ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須	5MB
	上乗せ助成を申請する際に必要な追加書類	
	(5) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※上乗せ助成を申請する場合のみ	10MB
	(6) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※上乗せ助成を申請する場合のみ	10MB
	上記が揃わない等、審査に必要な内容を確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類の提出を求めます。	10MB

《ご用意いただく書類の詳細》

(1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から 3 か月以内に発行されたもの）
※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要

(2) 法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書
確認事項：税金の滞納がないこと

※個人事業主の場合、個人事業税納税証明書をご提出いただきます。

- ・ 令和 6 年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が 0 円）
 - ・ 窓口は**都税事務所**
 - ・ 設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
 - ・ 非課税の場合は、令和 5 年分又は令和 6 年分の「確定申告書 B」の写しを提出
※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せてご提出いただきます。
- ※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要となります。

(3) 購入予定車両の見積書（車両本体価格が明記されているもの。）及びリース見積書

確認事項：車両情報、車両本体価格、リース価格

(4) 国の交付決定通知書

国補助等と並行して申請する場合には、国補助金の交付決定が下り次第、公社へその写しをご提出いただきます。正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合は、「国補助受給の有無」で「なし」を選択し、第 3 号様式にも記入の上、申請してください。

(5) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）

確認事項：当該定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った年度から 5 年度以内となっていること。

(6) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類

確認事項：「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていること。

(1)～(6)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

5 申請手続きについて

(1) 受付期限

令和 7 年度受付期限 令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）17：00 まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

ただし、**申請額が本事業の予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。**なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1 回の申請で複数台の車両**を申請できます。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。
- ・ 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・ リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。

リース期間等については、導入した助成対象フォークリフトを処分制限期間（5年）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象フォークリフトを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象フォークリフトを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象フォークリフトを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象フォークリフトを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

(4) 申請方法

オンライン申請（2024年6月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-forklift>

①申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、ご申請ください。

②ログインについて



ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。

Graffer
スマート申請

 **Googleでログイン**

 **LINEでログイン**

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください。

パスワード 必須

パスワードを入力してください。

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合[リセット](#)することができます。

[Grafferアカウント規約](#)  ・ [プライバシーポリシー](#) 
—及び個人情報の取り扱いについて 

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③申請フォームに従い、入力してください。

6 計画の変更等

(1) 助成事業の計画変更（交付要綱第 11 条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第 7 号様式）の提出をしてください。

- ・助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

(2) 事業者情報の変更（交付要綱第 12 条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第 9 号様式）の提出をしてください。

- ・申請者の名称の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ・申請者の住所変更

※処分制限期間については「V.5 処分の制限」をご確認ください。

※標識交付証明書における「定置場」が東京都内でなくなる場合には、処分に該当します。

その場合には、事前に処分の手続きをしてください。処分の手続きについては「V.5 処分の制限」を参照してください。

(3) 助成対象事業の廃止（交付要綱第 14 条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 10 号様式）を提出してください。申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

(4) 軽微な変更

① 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・標識交付証明書の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更

② 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の標識交付証明書の写し
- ・その他の変更の内容を確認できる公的書類の写し

IV 実績報告の提出

1 実績報告の提出（交付要綱第 15 条）

助成対象事業者は、国からの補助金額確定通知書を受領後 30 日以内に実績報告（第 11 号様式）をオンライン申請にて提出してください。

※国からの補助金を受けない場合は、燃料電池フォークリフト購入後 30 日以内に提出してください
《ご用意いただく書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 購入車両の代金に係る請求書等の写し ※製造番号及び車両本体価格の記載があるものに限る	5MB
	(2) 購入車両の代金の支払いに係る領収書の写し	5MB
	(3) 納品書	5MB
	(4) 製造年月日が記載されたフォークリフト銘板の画像	5MB
	(5) 購入車両の標識交付証明書の写し	5MB
	(6) 購入車両に係るリース契約書の写し ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要	5MB
	(7) 貸与料金の算定根拠明細書の写し ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要	10MB
	(8) 国の補助金額確定通知書の写し ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合以外は必須	10MB
上記が揃わない等、審査に必要な内容を確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類の提出を求めます。		10MB

2 助成金額の確定等（交付要綱第 16 条）

公社は、実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容について書類審査を行い、必要に応じて現地調査等を行います。そのうえで、当該助成事業の内容が交付要綱第 8 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に助成金確定通知書（第 13 号様式）により通知します。

3 助成金の交付等（交付要綱第 17 条）

助成対象事業者は、本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 14 号様式）を提出してください。

※通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

V 助成金を申請後に必要なこと

1 水素ステーション整備等報告書の提出（交付要綱第 15 条）

- (1) 水素ステーションの整備又は誘致による上乗せ助成を行った場合は、整備予定日（定置式水素ステーション整備等計画変更届を提出した場合は変更後の予定日）から 30 日以内に定置式水素ステーション整備等報告書（第 12 号様式）を提出してください。
- (2) 整備予定日時点で水素ステーションの整備又は誘致が出来なかった場合は取消対象となり、上乗せ助成金又は一部の返還が発生する場合がございます。

2 助成事業の経理（交付要綱第 24 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表第 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

3 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 6 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

4 債権譲渡について（交付要綱第 13 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

5 交付決定の取消（交付要綱第 18 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 定置式水素ステーション整備等計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき。
- (6) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知いたします。

本助成金の返還（交付要綱第 19 条）、違約加算金（交付要綱第 20 条）、延滞金（交付要綱第 21 条）等

については交付要綱をご確認ください。

6 処分の制限（交付要綱第 23 条）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

① 助成対象フォークリフトに対する以下の行為

- ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
- ・ 譲渡（売却・名義変更） ・ 交換 ・ 廃棄
- ・ 貸付（リース事業者を除く） ・ 担保に供すること

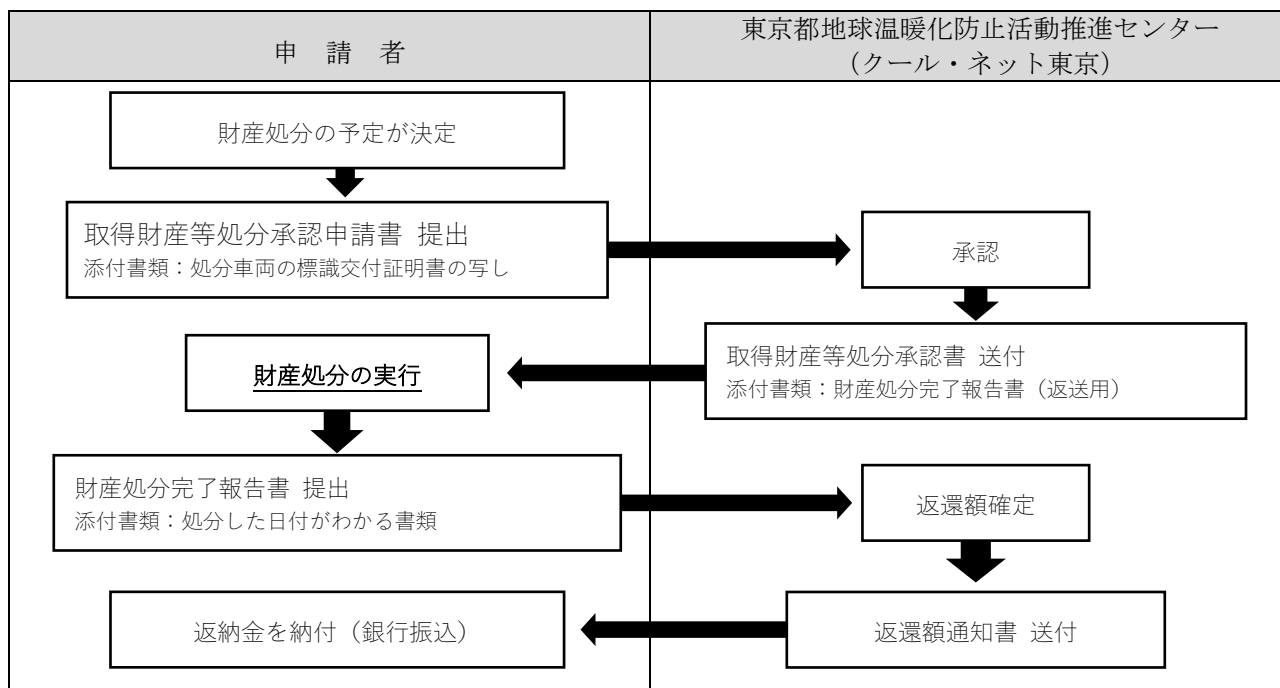
② 財産の移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池フォークリフトの使用の本拠が都内でなくなること。

(2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (領収書記載の日から起算)
燃料電池フォークリフト	5年（60ヶ月）

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・ 事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。



- (3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は購入日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10日に購入した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・クール・ネット東京が特に認める場合

燃料電池フォークリフトの実装支援事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年6月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 10階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。